

柏原市建設工事 入札参加資格審査申請書提出要領(令和3・4年度)

柏原市、柏原市上下水道部（水道事業、下水道事業）及び市立柏原病院（病院事業）の建設工事入札参加資格審査申請書の受付を下記のとおり行う。

《注記》

- ・必ず別冊の柏原市入札参加資格審査申請 共通要領を熟読のうえ、本提出要領をお読みください。
- ・柏原市建設工事入札参加資格審査申請書については、入札等における指名基準となりますので、正確に記入してください。

1 提出書類について

- (1) 別添の『柏原市建設工事入札参加資格審査申請確認票(建-様式第10号) (以下、確認票という。)』のとおり。提出書類に不備・不足がないか、確認票の「申請者チェック欄」で確認すること。
※提出書類は全てA4サイズとすること。
- (2) 確認票（建-様式第10号）のうち、No.1～No.8については各々単票（フラットファイルに綴らない）で提出し、No.9～No.17については、すべてA4版S型縦のフラットファイル（2穴）（色：水色）に番号順に綴ること。
- (3) ファイルの表紙及び背の部分には、商号又は名称を記入すること。（共通要領8ページ「14.フラットファイルの記入例」を参照）
- (4) 令和3年1月20日時点において有効（審査基準日が令和1年6月21日以降）な「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（複写可）を提出すること。但し、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者については、平成30年10月29日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けた「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（複写可）を提出すること。

2 入札参加資格審査申請書の記入要領

- ① 本書作成者 申請書を作成した者（記載事項について問い合わせ可能な者）の所属名、氏名及び電話番号を記入すること。
- ② 商号等の頭文字（ひらがな一字） 商号又は名称の頭文字を記入すること。
(記入例) おおさかかしわら
株式会社 大阪柏原 → 欄内に『お』の一字を記入すること。
- ③ 本社・本店（主たる営業所） 「商号又は名称」、「所在地及び郵便番号」、「代表者の職、氏名」等を略さず記入すること。
登記上の本社・本店の所在地と実際の本社・本店の所在地が異なるときは、下記のように記入すること。
(記入例) 柏原市安堂町1番55号（登記上の所在地 柏原市安堂町1番35号）
- ④ 本市と契約を締結する営業所 「商号又は名称」、「所在地及び郵便番号」、「受任者の職、氏名」を略さず記入すること。なお、本社・本店（③欄）において契約を締結するときは、記入を不要とする。
- ⑤ 資本金 「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に記載されている『資本金』を記入すること。なお、個人事業者は記入を不要とする。
- ⑥ 障害者雇用数 「障害者の雇用の促進等に関する法律」で定められた障害者を雇用している場合

はその人数を記入すること。雇用していない場合は0人と記入すること。（令和2年11月末日時点）

- ⑦ 常勤職員数 常勤職員の合計人数を記入すること。（令和2年11月末日時点）
- ⑧ Eメール Eメールアドレスは、契約担当のEメールアドレスに限る。ドット・ハイフンなど明瞭に記入すること。
- ⑨ 希望工事の業種及び経営事項審査の総合評定値 建設工事入札参加資格に登録を希望する工事の業種は、市内業者（準市内業者を含む）を除き「第1希望」の業種のみとする。ただし一般競争入札（制限付一般競争入札を含む）に付するときは、希望業種に関わらず参加できる。

※「区分」欄は、新規・更新のいずれかの「□」印を塗りつぶすこと。

新規…平成31・32年度に登録していない業種を希望業種とする場合

更新…平成31・32年度に登録していた業種と同一の業種を希望業種とする場合

※「希望業種」の欄は、5ページ・6ページの建設工事の分類表に基づき記入すること。ただし、市内業者及び準市内業者において『建築一式工事』を希望する場合は、第1希望のみの登録とする。『建築一式工事』を希望しない場合は、第3希望までの登録を可能とする。

※「経審点」の欄は、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の『**総合評定値（P点）**』の点数を記入すること。

- ⑩ 建設業の許可 ⑨欄で希望した業種の許可内容（大臣・知事及び特定・一般の別）いずれかの「□」印を塗りつぶし、許可番号及び許可年月日を記入すること。また、右欄の許可工事種別については、本市と契約を締結する営業所で建設工事29業種のうち、許可を受けているすべての業種について、特定許可・一般許可の別に□を塗りつぶすこと。（例 ■）
- ⑪ 柏原市排水設備指定工事店の指定番号 柏原市排水設備工事指定工事店に指定されている場合は、指定番号を記入すること。
- ⑫ 柏原市指定給水装置工事事業者の指定番号 柏原市指定給水装置工事事業者に指定されている場合は、指定番号を記入すること。
- ⑬ 建退共加入の有無 建設業退職金共済（建退共）加入について、有無のどちらかに「○」印を記入すること。
- ⑭ 建災防加入の有無 建設業労働災害防止協会（建災防）加入について、有無のどちらかに「○」印を記入すること。
- ⑮ ISOの取得 ISO9001及びISO14001の取得について、有無のどちらかに「○」印を付けること。
- ⑯ 営業所専任技術者の氏名 契約を締結する営業所における営業所の専任技術者の氏名を業種ごとに記入すること。建設業の許可のある業種については全て記入すること。
- ⑰ 直前10年間の官公庁等の実績 令和2年11月末日までに完了した元請工事の実績を記入すること。元請工事の実績がないときは、下請工事の実績を記入すること。

※本欄は「別添のとおり」等と省略せず必ず記入すること。欄内に記入しきれない場合のみ別紙『直前10年間の官公庁等の工事实績表』（建 - 様式第7号・独自様式可）に記入すること。

3 使用印鑑届・委任状（建-様式第3号・第4号）の記入要領

記入例を参照して、記入すること。

4 格付けについて

柏原市入札参加有資格者名簿に登録された工事業者は、下記のとおり格付けを行う。

- (1) 申請時に提出された建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査の総合評定値（P点）を基準に格付けを行う。
- (2) 格付対象は下記のとおりとする。
格付対象業者
市内業者、準市内業者
格付対象業種
土木一式工事、建築一式工事、水道管工事、舗装工事、電気工事、管工事、造園工事、塗装工事
- (3) 「土木一式工事」又は「管工事」に登録を希望し、柏原市指定給水装置工事事業者の指定を受けている業者については「水道管工事」の格付けを行う。水道管工事の格付け方法については、「土木一式工事」又は「管工事」の総合評定値（P点）を基準とする。なお、両方の許可を受けている業者については、登録希望順位が上位の業種の総合評定値（P点）を基準とする。
- (4) 「土木一式工事」又は「管工事」に登録を希望し、年度途中で新たに柏原市指定給水装置工事事業者の指定を受けた場合は、指定された時点で「水道管工事」の格付けを行う。
- (5) 格付けの有効期間は令和3年4月1日から令和5年3月31日までとする。

5 入札方法・電子入札利用者登録について

建設工事の入札は、原則として電子入札により行う。電子入札に参加するには、電子入札システムの利用者登録が必要となる。利用者登録は、本市へ電子入札パスワードの登録申請を行い、大阪地域市町村共同利用電子入札システムのウェブサイトで行うこと。なお、今回電子入札パスワードの新規登録をする業者については、令和3年3月1日に契約検査課のウェブサイトにて公開される「電子入札業者番号一覧表」より「電子入札業者番号」を確認すること。

6 社会保険の加入について

建設工事の入札参加に必要な資格として、社会保険の加入を条件とする。社会保険未加入の工事業者については、落札者となることができないものとする。但し、法令により適用除外とされる事業者は除く。なお、社会保険の加入の確認は「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」等により行う。

7 災害等発生時における市、水道事業、下水道事業及び病院事業の管理施設復旧に関する応援協定書について

建設業の許可（業種不問）を有し、災害等発生時において市管理施設の復旧活動等に協力していただける方は、「災害発生時における市、水道事業、下水道事業及び病院事業の管理施設復旧に関する応援協定書」を同封して下さい。なお、協定書はA3サイズで4部印刷し、それぞれに必要な事項を記入のうえ**4部**提出願います。ご提出いただきました協定書については、同封いただいた返信用封筒に記載の宛先へ、4月以降に返送いたします。

8 その他注意事項

- (1) 提出書類に不備・不足がある場合、提出期間を経過した場合、又は経常工事共同企業体で申請された場合は受理できません。
- (2) 申請書の「⑨希望工事の業種及び経営事項審査の総合評定値」の区分欄において、新規に該当する業種については、1年間（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）指名除外とする。ただし、一般競争入札（制限付一般競争入札を含む）及び随意契約による場合は除く。
- (3) 入札参加資格の有効期間内において、希望業種の変更及び追加はできない。建設業許可等を新たに受けた場合も同様とする。ただし、柏原市指定給水装置工事事業者の指定を受けた場合は除く。
- (4) 「事業共同組合」で申請される方は、定款、役員名簿及び組合員全員の名簿を提出すること。
- (5) 経営事項審査については、それぞれの決算日ごとに、毎年必ず審査を受けること。
- (6) 市内・準市内業者については、必要に応じて営業所の実態調査を行う。必ず公衆の見やすい場所に、建設業法第40条による標識を掲げること。なお営業所の実態が確認できない場合は、監督官庁等へ通報する。
- (7) 申請後、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに指定様式により変更手続きを行うこと。なお、変更の手続きについては、柏原市のウェブサイトを参照すること。
- (8) 電子入札による発注案件は、原則として第3金曜日に公表を行う。なお、公表の詳細なスケジュールは、柏原市のウェブサイトを確認すること。

【建設工事】の分類表

【希望工事の業種】 (主な建設業の許可)	工事種類の例示	工事の内容説明
イ. 【土木一式工事】 ロ. 【土木一式工事 (体)】 (土木工事業)	イ. 土木工事、 <u>水道管工事</u> ロ. 体育施設工事	イ. 総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事や <u>水道管を布設する工事</u> 、下水管内更生工事 ロ. グラウンド、テニスコート等の体育施設の整備を行う工事
イ. 【建築一式工事】 ロ. 【建築一式工事 (プ)】 (建築工事業)	イ. 建築工事 ロ. 建築プレハブ工事	イ. 総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事 ロ. プレハブ工事を専門とする工事
【大工工事】 (大工工事業)	大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事・型枠工事や造作工事など
【左官工事】 (左官工事業)	左官工事	工作物に壁土、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り又ははり付ける工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事など
(市外業者) イ. 【とび土工 (柵)】 ロ. 【とび土工 (ミラー)】 ハ. 【とび土工 (防球)】 ニ. 【とび土工】 (市内・準市内業者) ホ. 【とび土工】 (とび・土工工事業)	イ. 防護柵工事 ロ. 反射鏡工事 ハ. 防球ネット工事 ニ. とび・土工・コンクリート工事 ホ. 上記すべての工事	イ. 交通安全施設の柵等設置を行う工事 ロ. 交通安全施設の反射鏡設置を行う工事 ハ. 防球ネット設置を行う工事 ニ. その他基礎的ないしは準備的工事・仮設工事・くい工事・掘削工事・発破工事・コンクリート工事・コンクリートブロック据付け (積み) 工事 (構造系)・土留め工事・はつり工事・捨石工事・鉄骨組立工事・土木系防水工事など ホ. 上記すべての工事
【石工事】 (石工事業)	石工事	石材の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事・コンクリートブロック積み (張り) 工事など
【屋根工事】 (屋根工事業)	屋根ふき工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事
【電気工事】 (電気工事業)	電気工事	発電設備、受変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事・照明設備工事・信号設備工事・ネオン工事など
イ. 【管工事 (空)】 ロ. 【管工事】 (管工事業)	イ. 空気調和工事 ロ. <u>水道管工事</u> 、給排水衛生設備工事、管内更生工事	イ. 冷暖房、冷凍冷蔵設備、空気調和設備工事、及び、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事 ロ. <u>水道管を布設する工事</u> ・ガス管配管工事・水道管内更生工事 (ライニング工事)・施設敷地内配管工事など
【タイル・れんが・ブロック工事】 (タイル・れんが・ブロック工事業)	タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事
【鋼構造物工事】 (鋼構造物工事業)	鋼構造物設置工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工及び組立てにより工作物を築造する工事・開門水門等の門扉設置工事・屋外広告工事・外部鉄骨避難階段工事など
【鉄筋工事】 (鉄筋工事業)	鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事・ガス圧接工事など
【舗装工事】 (舗装工事業)	舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石、ブロック等により舗装する工事・路盤築造工事・人工芝張付工事など
【しゅんせつ工事】 (しゅんせつ工事業)	しゅんせつ工事	河川水路、池、榭、側溝等をしゅんせつする工事
【板金工事】 (板金工事業)	板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取り付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事・屋根以外の鉄板張付工事など
【ガラス工事】 (ガラス工事業)	ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事

(市外業者) イ.【塗装工事】 ロ.【塗装工事(ライン)】 (市内業者・準市内業者) ハ.【塗装工事】 (塗装工事業)	イ. 塗装工事 ロ. 路面標示工事 ハ. 上記すべての工事	イ. 塗装、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事、ライニング工事、布張り仕上げ工事 ロ. 道路面に塗材を付着させる工事 ハ. 上記すべての工事
【防水工事】 (防水工事業)	防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事・塗膜防水工事・シート防水工事・注入防水工事など
【内装仕上工事】 (内装仕上工事業)	内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事・インテリア工事・家具工事・防音工事など
【機械器具設置工事】 (機械器具設置工事業)	機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取り付ける工事・プラント設備工事(複数の建設業の許可を必要としないもの)・集塵機器設置工事・舞台装置設置工事・立体駐車場工事・昇降機設置工事・大型給排気設備工事・ポンプ設置工事・コンプレッサー工事・発電機設置工事・弁設置工事(複数の建設業の許可を必要としないもの)
【熱絶縁工事】 (熱絶縁工事業)	熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事
【電気通信工事】 (電気通信工事業)	電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事・空中線設備工事・情報制御設備工事・TV電波障害防除設備工事・コンピュータ設備など
【造園工事】 (造園工事業)	造園工事	整地、樹木の植栽、景石等により、庭園、公園、緑地等の苑地を築造する工事・広場工事・園路工事・屋上緑化工事などや樹木剪定や草刈などの作業業務
【さく井工事】 (さく井工事業)	さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事・井戸築造工事・井戸のしゅんせつ・揚水設備工事・ボウリング工事など
【建具工事】 (建具工事業)	建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事・カーテンウォール取付工事・シャッター取付工事、自動ドア取付工事、ふすま工事など
【水道施設工事】 (水道施設工事業)	水道施設工事	上水道・工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造及び送水装置、公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事、排水処理設備設置工事、ろ過機設置工事(砂ろ過、膜ろ過)、弁設置工事(複数の建設業の許可を必要とするもの)
【消防施設工事】 (消防施設工事業)	消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し又は工作物に取付ける工事・屋内消火栓設置工事・スプリンクラー設置工事・水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事・屋外消火栓設置工事・動力消防ポンプ設置工事・火災報知設備工事・漏電火災警報器設置工事・非常警報設備工事・金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置の工事など
【清掃施設工事】 (清掃施設工事業)	清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事
【解体工事】	工作物解体工事	工作物の解体を行う工事

注記1：水道管工事を希望される方は、建設業法に基づく「土木一式工事又は管工事」の建設業の許可と柏原市指定給水装置工事事業者の届出が必要です。

注記2：市内・準市内の業者で、「とび・土工工事」を希望される方は、ホを選択することによりイからニの希望工事の業種対象の入札案件に参加することができます。

注記3：市内・準市内の業者で、「塗装工事」を希望される方は、ハを選択することによりイ及びロの希望工事の業種対象の入札案件に参加することができます。

注記4：排水設備工事を希望される市内・準市内業者の方は柏原市排水設備工事指定工事店に指定されていることが必要です。

注記5：給水設備工事を希望される市内・準市内業者の方は柏原市指定給水装置工事事業者に指定されていることが必要です。

注記6：「地区割」については、大和川を境に南北二つにわけ、北を「柏原地区」、南を「国分地区」とする。

令和3・4年度 入札参加資格審査申請に関するQ&A

Q1 新規で登録をした場合、いつから指名対象となりますか。
A1 令和4年4月1日から指名対象業者に該当します。
Q2 市内・準市内業者は、『建築一式』を希望した場合は第1希望のみの登録となるのですか。
A2 そのとおりです。
Q3 市外業者ですが、平成31・32年度は『土木一式』を第一希望としていましたが、今回は、『とび・土工』に変更したいのですが、入札の際に何か影響はありますか。
A3 新規登録の希望業種となりますので、1年間は競争入札に参加できません。
Q4 市外業者は第1希望のみの登録ですか。
A4 そのとおりです。第2希望以下の業種を希望されましても、第1希望のみの登録となります。ただし、一般競争入札（制限付を含む）については、希望業種に関係なく、資格の条件や対象となる許可業種を持っていれば参加可能です。
Q5 道路区画線工事を受注したいのですが、どの業種に登録すればいいですか。
A5 市外業者は『ロ.【塗装（ライン）】』、市内業者は『ハ.【塗装工事】』に登録してください。
Q6 水道管工事に参加したいのですが、どのように登録をすればよろしいですか。
A6 『土木一式』又は『管』工事の登録をしてください。ただし柏原市指定給水装置工事事業者の指定を受けていることが必要です。
Q7 市内業者ですが、前回は『土木一式』と『舗装』で登録していましたが、今回、『土木一式』、『舗装』、『しゅんせつ』で登録した場合は、すべて令和3年4月から入札参加は可能ですか。
A7 前回登録されていた『土木一式』と『舗装』は、令和3年4月から入札に参加できます。『しゅんせつ』については、新規登録業種のため、1年間入札に参加できません。ただし、『しゅんせつ』の一般競争入札（制限付を含む）は、令和3年4月からの入札に参加できます。
Q8 建設業の許可は持っていますが、経営事項審査は受けていないのですが、建設工事の登録はできますか。
A8 公共工事を受注するには建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査を受けなければなりません。従って、経営事項審査を受けていない状態では建設工事の登録はできません。ただし、物品購入・役務提供『検査・修理役務』の『営繕（空調）、（衛生設備）、（電気）又は（その他）』に登録をいただければ、施設の営繕等については、受注可能となります。
Q9 ⑰直前10年間の官公庁等の実績について、10年間の工事実績を記入すると膨大な量になります。工事実績を絞って記入したいと考えていますが、どういった点を考慮して記入したらよいですか？
A9 工事実績は、入札の指名等で参考にさせていただきますので、市外業者又は『建築一式』を希望する業者については第1希望の業種、市内・準市内業者（『建築一式』を希望する方は除く）については第3希望までの業種に関する様々な工事内容のものを記入してください。なお、10年という期間は目安なので、年数が短くてもかまいません。
Q10 ⑰常勤職員数は、どの時点の人数ですか。
A10 令和2年11月末日の時点で記入してください。
Q11 本社以外に営業所がない場合、営業所一覧表には、本社の名称と所在地を記入すればよいのですか。
A11 本社以外に営業所がない場合、営業所一覧表を提出する必要はありません。
Q12 電子入札のパスワード申請書をすでに提出済みですが、改めて今回の登録においても提出する必要がありますか。
A12 既に提出していただいている場合は必要ありません。ただし、パスワードの変更を希望される場合は、提出が必要となります。

Q13 災害等発生時における市、水道事業、下水道事業及び病院事業の管理施設復旧に関する応援協定書の「乙」欄は本社で記載すればよいですか。

A13 原則受任者とします。